

むつ市中小企業被災資産復旧補助金交付要綱

令和 8年 2月27日
むつ市告示 18号

(趣旨)

第1条 市は、令和7年12月8日に発生し、青森県が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を決定した令和7年青森県東方沖地震（以下「地震」という。）において被災した中小企業者の事業再建に向けた施設設備の復旧を支援するため、予算の範囲内において、むつ市中小企業被災資産復旧補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 施設設備 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで及び第7号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる資産をいう。
- (3) 復旧 修繕し、又は取得することをいう。

(補助金の交付基準)

第3条 補助金の交付基準は、別表の基準によるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市中小企業被災資産復旧補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被災した施設設備に係る罹災証明書、被災届出証明書その他の公的機関が発行する被災したことを証明する書類の写し
- (2) 被災した施設設備の固定資産台帳又は償却資産関係書類
- (3) 収支予算書（様式第2号）

- (4) 補助対象経費の見込額を確認できる書類
- (5) 同意書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適正と認めるときはむつ市中小企業被災資産復旧補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更し、補助事業の内容を変更（市長の定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、むつ市中小企業被災資産復旧補助金計画変更（等）承認申請書（様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設設備の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業について、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他補助事業に係る書類を整備し、令和9年4月1日から5年間保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設設備について、財産管理台帳（様式第6号）その他関係書類を第17条に規定する期間、整備保管すること。
- (6) 規則第20条の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことによって

収入があった場合において、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

- (7) 市長が必要な報告を求め、又は市の職員が事務所、事業場等に立ち入り、帳簿その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問することに協力しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の取下げの期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更)

第7条 第5条第2項第1号に規定する軽微な変更は、事業に要する経費（補助対象経費に限る。）の総額20パーセント以内の減少とする。

(契約等)

第8条 補助金の交付が決定した事業者（以下「補助事業者」という。）は、売買、請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、青森県又は市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、市長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 3 市長は、補助事業者が前項の規定に違反して青森県又は市からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく補助金の交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を、市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求められたときは、速やかにむつ市中小企業被災資産復旧補助金状況報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 補助事業状況報告書
- (2) 収支予算書
（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して20日を経過した日又は令和8年10月30日のいずれか早い期日までにむつ市中小企業被災資産復旧補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費を確認できる書類
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設設備の財産管理台帳（様式第6号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がある場合は、これを減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、むつ市中小企業被災資産復旧補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 市長は、補助金を前条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、むつ市中小企業被災資産復旧補助金精算（概算金）払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の内容の全部又は一部を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱若しくは規則に違反したとき又は申請書等へ虚偽の記載があったと認めるときは、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第4条第1項に規定する申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでないため、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額を含めて申請をした場合に、当該申請の後に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による市長の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額を返還しなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第17条 規則第20条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項に規定する期間内に財産の処分する場合には、あらかじめむつ市中小企業被災資産復旧補助金財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供さ

れた目的以外に利用してはならず、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項及び次項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（立入検討等）

第19条 市長は、補助事業者及び履行補助者に対して、必要な報告を求め、又は市の職員に事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行し、令和7年12月8日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金交付基準

項 目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 令和7年青森県東方沖地震により事業用の施設設備が被災し、むつ市内で事業を再開しようとする中小企業者であって、当該施設設備の復旧を行う者</p> <p>(2) 地震により被災し、公的機関が発行する被災したことを証明する証明書（被災届出証明書等）の交付を受けた者</p> <p>(3) 別記に定める業種の者</p> <p>(4) 次に掲げるいずれにも該当しない者</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むこと。</p> <p>イ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体であること。</p> <p>ウ 市税を滞納していること。</p> <p>エ 国又は地方公共団体から出資を受けていること。</p> <p>(5) BCP（事業継続計画）を策定している者又は策定する意思を有する者であること。</p> <p>(6) 今後も事業を継続する意思を有し、廃業や事業譲渡を予定していないこと。</p>
補助対象施設設備	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 施設設備を取得する場合には、被災した施設設備が滅失したこと、又は修繕することができないこと。</p> <p>(2) 被災した施設設備は、事業用であることが固定資産課税台帳、償却資産明細書等により確認できること。</p> <p>(3) 復旧する施設設備は、被災前と同程度の機能を有するものであること。</p>
補助対象経費	<p>地震により施設設備が被災した中小企業者が事業再開のために必要な当該施設設備の復旧に要する次に掲げる経費。ただし、補助事業者を契約者とし、被災した施設設備を対象として支払われる保険金、共済金、給付金その他これに類するもの（以下「保険金等」という。）がある場合は、当該経費から保険金等の額を控除するものとする。</p> <p>(1) 被災した施設設備の復旧に要する経費</p> <p>(2) 被災した施設設備のうち、復旧をした後に減価償却資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する減価償却資産をいう。）として計上するも</p>

	のの復旧に要する経費
補助限度額・補助率	<p>次に掲げるいずれかの補助率及び補助限度額を申請者が選択するものとする。ただし、いずれも補助下限は、10万円とする。</p> <p>(1) 補助率を3分の2とし、補助限度額を500万円とする。</p> <p>(2) 補助率を2分の1とし、補助限度額を1,000万円とする。</p>